

令和2年5月7日

教員（非常勤講師を含む）各位

副学長（教育担当）宮下 俊也

非対面授業における実施上の留意点

5月7日より非対面授業が本格的に開始されました。先生方にはお手数をおかけいたしますが、教員と学生、及び学生同士のコミュニケーションを図り、通常の対面授業と変わらぬ教育の質を担保していただきますようお願いいたします。

非対面授業実施時における留意点を以下に記します。これらが順守されないと、セキュリティに関わる重大インシデントや、著作権や肖像権等プライバシーなど他者の権利を不当に侵害する恐れが生じることがあります。

つきましては、各授業内で下記の点に十分留意いただき、受講生に対しても周知するようお願いいたします。

1. 授業で利用するPCのOS、ソフトウェアは最新のものにしてください。
2. 外部サービスで大学のメールアドレスを利用登録する際には、パスワードは別の異なるものを用いるようにしてください。
3. 授業において他者の著作物を利用する際には、「授業目的公衆送信補償金制度」に基づく改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）を遵守してください。<https://sartras.or.jp/>
4. 学生に対しては以下の留意事項を示しています。各授業においても周知徹底を図ってください。
 - 非対面授業で配布された資料（動画・音声ファイルを含む）等を、授業担当教員の許可無く再配布しないこと。
 - 授業担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開しないこと。
 - ビデオ会議を用いた非対面授業の様子を出席者の許可なく写真などに記録し、それをSNSなどで共有しないこと。
5. ビデオ会議を利用した非対面授業において、学生がカメラをオフにすることを希望する場合には、その意思を尊重してください。なお、カメラをオンにして自室等が映らないことを希望する学生については、設定により背景をぼやかしたり、別の背景に変更したりすることができるサービスがあるので、必要に応じて指示してください。学生ポータルサイトにもその方法を示しています。
6. ビデオ会議を利用した非対面授業においては、第三者による妨害等が発生しないよう、あらかじめ設定方法等を確認しておいてください。

以上